

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

沼田市では、平成 15（2003）年に「沼田市環境基本条例」を制定し、環境の保全についての基本理念を定めました。そして、同条例に基づいて、平成 16（2004）年に第 1 次にあたる「沼田市環境基本計画」を策定以降、平成 22（2010）年策定の「改訂沼田市環境基本計画」を経て、平成 27（2015）年には「第二次沼田市環境基本計画」を策定し、現在まで、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

近年では、SDGs（持続可能な開発目標）※の下、環境・社会・経済における様々な課題の同時解決等に関し、世界的な共通認識の確立が進んでおり、環境問題を取り巻く情勢は大きく変化しています。

国においては、令和 6（2024）年 5 月に第六次環境基本計画※を閣議決定し、新たな方針による環境保全の取組が進み始めました。

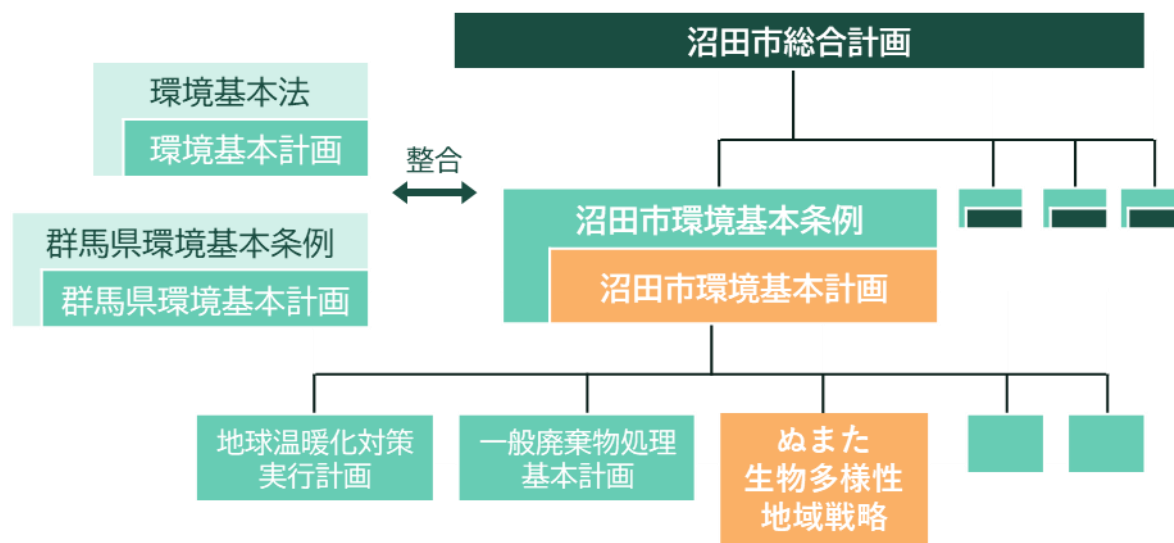
市においてもこのような社会情勢の変化を踏まえ、豊かな自然を代表とした市の貴重な財産を未来につなぐため、新たな基本計画を策定するものです。

2 環境基本計画の位置づけ

本計画は、沼田市環境基本条例第 8 条に基づく環境保全等に関する目標であり、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものです。併せて、市民・事業者・市の各主体が環境の保全等に取り組む上での「道しるべ」としての役割を有しています。

また、この計画は、国や県の環境基本計画との整合性を図り、沼田市総合計画における環境面の取組を推進する計画として位置づけるものです。

なお、環境基本計画と併せて、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略として「ぬまた生物多様性地域戦略」を新たに策定し、本計画書に内包します。



3 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、沼田市全域とします。ただし、環境問題は、市内の局所的なものから、群馬県や国単位、そして、世界規模で対処すべきものまで多岐にわたるため、近隣自治体や県、国との連携についても考慮します。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間とします。ただし、市を取り巻く環境・社会状況の変化を考慮して、計画策定後 5 年度を目安として、計画の施策内容や指標等について見直しを行います。

5 計画の基本的な考え方

本計画を策定するに当たっては、以下の 3 つの考え方を基本とします。

- 1 市の環境に関する課題を、過去から現在までの環境の変化、現状から把握し、その特性に合わせた取組の方針を定めます。
- 2 国際動向を考慮し、国・県の環境基本計画の主旨を踏まえた計画とします。
- 3 市民、事業者、市が目指すべき市の将来像を共有し、その達成に向け、各主体が取り組む事項をまとめます。